東泉丘小学校いじめ防止基本方針

豊中市立東泉丘小学校 平成26年(2014年)3月策定 平成30年(2018年)3月改定

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の 主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりませ ん。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、 自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる。そのことによって、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成する。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。

本校では、「ひとりひとりが輝く 楽しい学校」を教育目標としており、そのために人権教育に重点を置いて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに東泉丘小学校いじめ防止基本方針を定める。

いじめ防止等のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない、いじめが起きにくい環境づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 児童・教職員の人権感覚を磨き、児童と児童、児童と教職員など温かな人間関係を築く。
- ④ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、保護者・地域・教育委員会等の関係機関や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑥ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、たとえけんかやふざけ合いであっても背景にある事情の調査を行い、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。以下に具体的な態様をあげる。

- ▶冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ➤金品をたかられる,金品を隠されたり,盗まれたり,壊されたり,捨てられたりする
- ▶嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

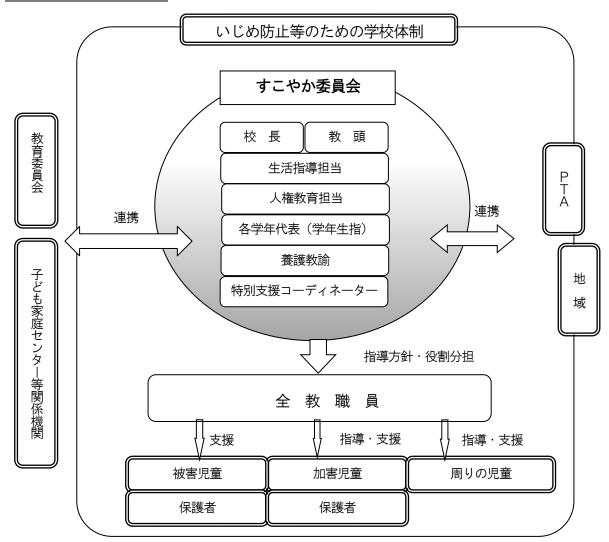
- 3 いじめ防止等のための対策組織
 - (1) 名称 「すこやか委員会」
 - (2) 構成員

校長・教頭・生活指導担当(担当者)・各学年代表(学年生活指導担当者)・養護教諭 人権教育担当者・特別支援コーディネーター

※可能なかぎりスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育相談員等

- (3) 役割
 - ア 学校いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめの未然防止・早期発見
 - ウ いじめの対応
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ 年間計画の企画と実施
 - カ 年間計画進捗のチェック
 - キ 各取組の有効性の検証
 - ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 全教職員が取組む体制



5 いじめ防止等のための年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

東泉丘小学校 いじめ防止年間計画					
	児童・保護者にむけて	職員			
4 月	全校集会 (児童へのすこやか委員会の活動の紹介) 学級会(学級目標や安心ルールの決定)	前年度学級担任・担当者との引継ぎ会			
5 月	PTA総会等(いじめ防止基本方針の周知)	すこやか全体会 年間計画の確認 支援の必要な子どもの情報共有			
6 月	個人懇談(家庭生活と学校生活の情報共有)	懇談や家庭訪問による情報の集約 第1回すこやか委員会 支援の必要な子どもの情報を共有			
7 月	学校生活アンケート (結果に基づく聞き取り・いじめ事案への取組) 学級会(1学期の振り返り)	学校生活アンケートの集約及び分析、課題共有 第2回すこやか委員会 支援の必要な子どもの情報を共有 1学期の取組を検証し、2学期に生かす			
8 月		夏季研修(道徳に関連して)			
9 月	学級会 (2 学期の過ごし方)	第3回すこやか委員会 支援の必要な子どもの情報を共有			
10 月	学校生活アンケート (結果に基づく聞き取り・いじめ事案への取組)	学校生活アンケートの集約及び分析、課題共有 第4回すこやか委員会 支援の必要な子どもの情報を共有			
11 月	個人懇談(家庭生活と学校生活の情報共有)	個人懇談による情報の集約 第5回すこやか委員会 支援の必要な子どもの情報を共有			
12 月	学級会 (2 学期の振り返り)	第6回すこやか委員会 支援の必要な子どもの情報共有 2学期の取組を検証し、3学期に生かす			
1 月		第7回すこやか委員会 支援の必要な子どもの情報を共有			
2 月	学校生活アンケート (結果に基づく聞き取り・いじめ事案への取組)	学校生活アンケートの集約及び分析、課題共有 第8回すこやか委員会 支援の必要な子どもの情報を共有			
3 月	学級会(1年間の振り返り)	すこやか全体会 支援の必要な子どもについて共通理解 年間の取組を検証し、次年度の計画に生かす			

6 取組状況の把握と検証(PDCA)

すこやか委員会は、年間 8 回程度の委員会と年 2 回の全体会を開催し、気になる事象について情報交換をするほか、いじめ防止の取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対応がうまくいったかどうかを検証、必要に応じた学校いじめ防止基本方針や計画の見直しなどを行うこと等、いじめの防止に資する活動に取り組む。

第2章 いじめの未然防止・早期発見

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重 の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及 び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合 的に推進する。また、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する 活動に取り組む。

特に、児童が、命の大切さやいじめは絶対に許されないことであるという認識を持ち、相手を思いやる心を育むよう全ての教育活動を通して取り組む必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

教員一人ひとりが、わかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する 達成感を育て、自己有用感を高め、自尊感情を育むことに努める。児童一人ひとりがお互いの良さだけでな く、苦手なところも認め合える集団を目指す。

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝え、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員は、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力をもって、いじめの早期発見に努めることが重要である。

そのため、本校では、「すこやか委員会」を中心とした、全教職員でいじめ防止等に取り組む体制を整備するとともに、すべての児童が安心・安全に学校生活を送れるよう、児童からの相談を受ける体制を整えるとともに、児童の些細な変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有し、速やかに対応することで未然防止・早期発見に努める。

2 いじめの未然防止・早期発見のための措置

未然防止プログラム

- (1) <u>規律の徹底</u>: 日頃から、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- (2) <u>わかる授業づくり</u>: 基礎基本の徹底、言語活動の充実を図り、すべての児童が参加・活躍できる、わかる授業づくりを行っていく。
- (3) <u>体験活動を通した集団づくり</u>: さまざまな学校行事が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、 児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。
- (4) 人権教育、道徳教育の推進:人権教育、道徳教育を推進し、子どもたちの自尊感情や自己肯定感を育むこととともに、安心できる集団づくりを進めるための年間カリキュラムを計画し、実践していく。

(5) <u>多様性への配慮</u>:発達障害を含む、障害のある児童、外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童等、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

早期発見プログラム

- (1) <u>きめ細やかな観察</u>:学校生活のすべてを通して、子どもたちの小さな変化を見逃さず、ささいな兆候であってもいじめの可能性を疑い、早い段階から的確に指導する。
- (2) <u>アンケートと個人面談の実施</u>: 児童に対しては、毎学期に「こころとからだのアンケート」 (別添) を実施して実態把握を行い、気になる回答のある児童には、個人面談を行うことで早期発見に努める。
- (3) <u>教育相談体制の整備及び周知</u>:保護者と連携して児童を見守るため、定期的に学級懇談会や個人懇談会を実施し、家庭や学校での生活の様子を情報交換するとともに、日々の連絡帳を活用するなどして、保護者からの相談を積極的に受け入れる。また、子どもや保護者を対象とした、いじめなどの電話相談窓口について、広く周知する。
- (4) <u>情報の共有と研修の実施</u>: 教職員は、校内・校外研修を通じて、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないための研鑽に努める。また、児童の変化などの共通理解を図るため、<u>職員朝会等を活</u>用して日常的な情報交換を実施する。
- (5) これらの取り組みについて、すこやか委員会で検証し、改善に努めていく。

第3章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であることは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し、指導に当たることが再発防止に大切である。

いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや、教職員や保護者等の支援が必要であり、また、相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「すこやか委員会」が中心となり、速やかにかつ組織的に対応し、必要に応じて外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けた時の対応

- (1) 教職員が、いじめの可能性がある行為を発見した場合は、その場でその行為を制止し指導する。児童や保護者などから「いじめではないか」と相談・通報があった場合には、真摯に傾聴する。
- (2)いじめの可能性のある行為を発見または相談・通報を受けた職員は、個人で抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせずに、すこやか委員会に迅速に報告し、協議して組織的に対応する。 速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、事実確認を行う。その際、被害を受けた児童や情報を伝えた児童の安全に配慮する。
- (3) 事実確認の結果を全職員で情報共有するとともに、管理職から教育委員会に報告する。
- (4)いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察と連携して対処する。 なお、児童の生命、身体、または財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童と保護者への支援

- (1) いじめられた子どもや保護者の思いを丁寧に聞き、児童が安心して教育を受けられる環境を整え、すこやか委員会を中心に組織的に対応する。必要に応じて、児童が信頼できる人(友人や教職員、家族、地域の人など)の協力を得て取り組む。
- (2) いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態であるかどうかを、少なくとも3か月はモニタリングしていくとともに、被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童およびその保護者と面談等を実施して確認する。
- (3) 事実確認した内容といじめた児童への指導について、いじめられた児童と保護者に適切に伝える。

4 いじめた児童への指導および保護者への助言

- (1) 速やかにいじめをやめさせ、いじめたとされる児童から事実関係を聞きとる。いじめに関わったとされる児童が複数の場合、聴取にあたっては個別に行う。
- (2)いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持に至るよう指導を行う。
- (3)いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合には、相手の痛みを感じることや行為の悪質さを自覚することが困難になったり、いじめに向かいやすくなったりすることがあるので、継続的に指導し、安心・安全・健全な人格の発達に配慮することで再発を防止するとともに、成長を支援していく。
- (4) 事実確認した内容といじめた児童への指導について、いじめた児童の保護者に適切に伝え、事後の対応について助言する。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。 同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める行為であることを理解させるようにする。いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された場合には、すこやか委員会で、学校の課題としての取組みを協議する。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、学級担任が中心となって、児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営を行うとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について、子どもを取り巻く背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。

6 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、すこやか委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

第4章 重大事態への対応

1 学校の基本的姿勢

いじめを受けた児童やその保護者(被害児童・保護者)のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。重大事態への対応にあたっては、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止を目的として、アンケートの使用などによる調査を行い、被害児童・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。

2 重大事態の定義

いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多いので、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

3 重大事態の発生報告

学校は、重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき)、 速やかに市教育委員会を通じて、市長まで重大事態の発生について報告する。

4 調査組織の設置

調査は、学校あるいは教育委員会が主体となって行う。調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成する。

5 調査方針の説明等

調査を実施する前に、被害児童・保護者に対して以下の①~⑥の事項について説明をする。また、加害児童及びその保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見を適切に聞き取る。

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体 (組織の構成、人選)
- ③ 調査時期・期間 (スケジュール、定期報告)
- ④ 調査事項 (いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等)・調査対象 (聴き取り等をする 児童・教職員の範囲)
- ⑤ 調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順)

⑥ 調査結果の提供(被害者側、加害者側に対する提供等)

6 調査の実施

アンケートについては、重大事態の調査のために行うものであり、結果を被害児童・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童及びその保護者に説明した上で実施を行う。

7 調査結果の提供および報告

調査結果については、市長に報告する。

また、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、情報公開条例等に照らして適切に判断をする。調査結果を踏まえて、被害児童への支援、加害児童に対する指導等は継続的に対応を行っていく。

【こころとからだのアンケート】

()年() 糸目	名前()
\	/ / \	/ /	H 11.1 /	,

みなさんのこころとからだは元気ですか?あなたの最近の様子を教えてください。①~ ④のあてはまる番号に○をしてください。

- 1. 朝、気持ちよく起きられますか?
 - ① 気持ちよく起きられる。
 - ② だいたい気持ちよく起きられる。
 - ③ あまり気持ちよく起きられない。
 - ④ 起きるのがつらい。

※朝、何時ごろ起きていますか?⇒ (時ごろ)

- 2. ごはんをおいしく食べていますか?
 - ① いつもおいしく食べている。
 - ② だいたいおいしく食べている。
 - ③ あまりおいしく食べていない。
 - ④ いつもおいしくなくて、食べたくない。
 - ※朝ご飯を食べていますか?⇒(はい ・ いいえ)
- 3. 友だちや先生、おうちの人は、あなたの話を聞いてくれますか?
 - ① よく聞いてくれる。
 - ② だいたい聞いてくれる。
 - ③ あまり聞いてくれない。
 - ④ 全く聞いてくれない。
- 4. 不安なことがあって、頭やお腹が痛くなることがありますか?
 - ① まったくない。
 - ② ほとんどない。
 - ③ ときどきある。
 - ④ よくある。
- 5. 学校に来るのが楽しいですか?
 - ① 毎日学校に来るのが楽しい。
 - ② だいたい楽しい。
 - ③ 楽しくないときが多い。
 - ④ 学校に来るのがいやだ。

	されたりすることがありますか?	
	① まったくない。	
	② ほとんどない。	
	③ ときどきある。	
	④ よくある。	
7.	夜、ぐっすり寝られますか?	
	① ぐっすり寝られる。	
	② だいたいぐっすり寝られる。	
	③ あまりぐっすり寝られない。	
	④ 寝られないで、よく起きてしまう。	
	※夜、何時ごろ寝ていますか? (時ごろ)	
Q	今の学年になって、楽しかったこと、悲しかったこと、うれしかったこと、いやだ	
ο.	なぁと思ったことを、何でも書いてください。	
	なめと心のにことを、何でも音いてくたさい。	
9.	ほかに何か気になることや知ってほしいことがあれば、下に書きましょう。	

6. 暴力をふるわれたり、いやなこと(仲間はずれ・悪口・物がなくなるなど)を